

2008年（平成20年）  
12月議会 個人質問

○比嘉瑞己 議員

皆さん、こんにちは。

発言通告に基づきまして、個人質問をさせていただきます。

最初に、おもろまち一丁目市有地売却・那覇市地域再生計画について伺います。

(1)都市計画・用途地域が変更されて以降、事業計画の変更・改善は行われたのでしょうか。当局の説明を求めます。

(2)地域再生協議会設置にあたって、住民側が求めた協議項目はどのような内容でしたでしょうか。また、その協議項目を当局が設置要綱から外した理由はなぜでしょうか。当局の説明を求めるものです。

(3)事業者は建築確認申請書を提出し、確認済証が交付されているのか。住民合意がないままの建築は協議会の趣旨からも外れます。これまでの地域住民と当局との約束をも裏切るものではないでしょうか。当局の見解を伺います

次に、地域ふれあいデイサービスへの支援について伺います。

(1)地域ふれあいデイサービスの果たしている役割や開所数の推移、また社会福祉協議会への委託補助金の推移を問うものです。

(2)地域ふれあいデイサービスのさらなる充実のために開催回数を増やし、指導員・看護師・スタッフの増員をすべきだと考えます。また、文化祭などの行事には、会場の提供や設営に市も協力をすべきです。当局の見解を問うものです。

最後に、ホームレス支援について伺います。

(1)「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく実施計画を那覇市は策定すべきです。当局の見解を問うものです。

(2)ホームレス支援雑誌「ビッグイシュー」の販売支援や、公的就労事業の提供など、就労支援を拡充すべきと考えますが、当局の見解を問うものです。

以上、壇上での質問は終わりますが、残りの時

間は自席より再質問いたします。

○安慶田光男 議長

宮里千里総務部長。

○宮里千里 総務部長

比嘉瑞己議員のご質問中、おもろまち市有地売却・地域再生計画について順次お答えいたします。

まず、都市計画用途地域変更後の事業計画の変更、改善についてお答えいたします。

平成19年12月3日に、当該地に係る都市計画の変更がされております。平成19年7月に建物を5棟から3棟へ削減する等の改善の後、同年12月の市議会におけるご議論や、住民・市民の声なども踏まえ、建物高さを約20m以上下げ、首里城より低くするなどの改善がされております。

次に、住民側の求めた協議項目の内容としましては、1.周辺住環境、都市景観に配慮した事業計画への修正、2.新たな修正案における環境影響調査の検証、3.仮囲い工事及び建築確認申請提出の時期について(住民合意の確認)、4.工事協定書の作成締結、5.その他、事業者と地域住民の利害調整等となっております。

これらの要望項目に関し、建築物の配置、構造及び建築スケジュールなどのハード面につきましては、これまで可能な限り変更・改善がなされてきており、今回の協議事項には含まないものとしたしております。

最後に、建築確認申請等についてお答えいたします。

事業者においては、マンション棟については民間の指定確認検査機関による建築確認が済み、また、オフィス・ホテル等については、現在必要となる準備・諸手続きを進めているところであるとのことであります。

また、住民合意については、要請の趣旨が「すべての近隣住民の合意」とされ、その近隣範囲は不明確であり、一方で協議会は「住民全員の合意」があるまで建築を制限する権限及び責任をもつ機関ではなく、当該協議会の趣旨から外れることはありません。

また、市においては、従来から事業の根本的見直しは明確に否定しており、住民合意を得るまで

建築制限をするという約束はございません。

**○安慶田光男 議長**

澤岷郁子健康福祉部長。

**○澤岷郁子 健康福祉部長**

比嘉瑞己議員の地域ふれあいデイサービス事業に関するご質問に順次お答えいたします。

(1)地域ふれあいデイサービスの果たしている役割でございますが、同事業は地域の住民からなる運営協議会と行政が協働で実施し、身近な地域での活動を通して、高齢者の生きがいをづくり、健康づくりや介護予防を目的に、地域で自立した生活を送ることを目指しております。

また、地域ふれあいデイサービス事業は、平成10年度から市の直営で実施し、平成17年度からは那覇市社会福祉協議会へ委託しております。

運営協議会の設置は、平成10年度が20カ所、平成20年11月末現在87カ所となっております。

また、那覇市社会福祉協議会への委託料は、平成17年度が2,761万275円、平成20年度が3,061万2,750円となっております。

(2)の、開催回数を増やすことにつきましては、現在、月2回の定期開催以外に、月2回の自主活動を促しており、18の運営協議会が月4回活動しております。

スタッフの増員につきましては、平成21年度は財政が厳しい中、那覇市社会福祉協議会と調整し、運営協議会新規立ち上げの調整及びサポートを行うコーディネーター1人を増員しております。

また、文化祭などの行事への協力について、10周年の文化祭は、那覇市社会福祉協議会のバックアップのもと、実行委員会を結成し、地域福祉基金を活用して開催されております。今後とも協力をしながら進めていきたいと考えております。

引き続きまして、比嘉瑞己議員のホームレスの支援についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法における実施計画の策定についてでございますが、同法第9条1項1号により、都道府県は必要があると認められるときは計画を策定しなければならないとされ、同2号において、計画を策定した都道府県の区域内の市町村は、必要と認め

るときは計画を策定しなければならないと定められております。

県においては、那覇市をはじめ県内各市町村のホームレス対策の実施状況を見極め、必要とあれば今後検討を行っていききたいとのことであります。

以上のことから、本市は県における実施計画策定をした後、それらに即して本市の実施計画策定を検討してまいりたいと思います。

次に、「ビッグイシュー」販売について本市においてどのような支援が可能かについてでございますが、これはNPOが発行する定価300円の雑誌をホームレス支援団体などが購入し、ホームレス自身が販売にあたり、1冊につき160円の販売益を収入として生活支援をしようという活動であり、全国の発行部数は約3,500部でございます。

販売元の「有限会社ビッグイシュー日本」によりますと、沖縄での販売は行っておらず、また、地方自治体の協力は、駅など販売場所の提供であり、直接の販売支援はないとのことでございます。

沖縄における購買者数の把握はできていませんが、地元支援団体等からの要望があれば、検討したいとのことでございます。

最後になりますが、公共就労事業につきましては、現在の金融危機からきた経済不況下において、ホームレスの一般就労はかなり困難となることがありますので、何らかの対応が必要であると認識しております。

他市においても、公園や霊園の草刈り及び清掃等が紹介されておりますが、新たな作業を探す必要もあらうと思われま。

本市におきましては、具体的にどのような公共就業事業が対象となるか、検討を行い、関係課と調整を行ってまいりたいと思います。

**○安慶田光男 議長**

比嘉瑞己議員。

**○比嘉瑞己 議員**

各部長の皆さん、ご答弁ありがとうございました。

まず初めに、ホームレスの支援について再質問をいたします。

国の「ホームレスの自立の支援等に関する特別

措置法」が施行されて6年、県はまだ実施計画を策定していないとのことでした。必要性があればということでしたが、ことし1月の調査では沖縄県のホームレスの数は200人、全国で11番目に多い地域であるにもかかわらず、県が計画を未だに策定していないのは、この問題の深刻さを真剣に受け止めていない証拠です。調査結果では那覇市には112人、全県で一番多くのホームレスの方々が確認されております。

そこでまず最初に伺いたいのは、ホームレスの方々の健康状態についてです。劣悪な環境のもとで生活をしているホームレスの皆さんの健康状態はどうなっているのでしょうか。

今年度、那覇市立病院に救急搬送されたホームレスの方々は何人いるのか。また、そのうち入院になった人数、そして、退院後NPOなどの支援団体に連携がとれた人数について答弁を求めます。

**○安慶田光男 議長**

澤岬郁子健康福祉部長。

**○澤岬郁子 健康福祉部長**

比嘉瑞己議員の再質問にお答えします。

那覇市立病院のほうから、ホームレスの入院状況についてお伺いしたところ、本年度に同院に救急搬送されたホームレスと思われる方々は7人おりました。うち5人が入院となっております。その5人の中で、2人は支援団体につながったと聞いております。

**○安慶田光男 議長**

比嘉瑞己議員。

**○比嘉瑞己 議員**

今回の調査結果は、那覇市立病院のみの結果であります。しかし、それでも今年度だけで7人救急搬送をされている。しかも、そのうち5人は入院しており、この病名を見てみました。穿孔性十二指腸潰瘍、脳梗塞の疑い、敗血症の疑い、上部消化管出血、慢性硬膜下血腫、どれもみんな命にかかわる重症のケースばかりです。

また、そのうち退院後にNPOなどの団体と連携がとれたのは2人。それ以外の人たちは、またみんなホームレスとなって路上に帰っているわけです。NPOと連携をとるホームレス巡回相談員

が果たしている役割は重要であり、那覇市は現在1人しかいない巡回相談員を増やすべきです。

なお、今、那覇市に1人しかいないこの巡回相談員の方は非常勤職員です。社会福祉士の資格をもち、日夜ホームレスの社会復帰に一生懸命頑張っている彼みみたいな職員を、非正規雇用で雇っている当局にこの場を借りて強く抗議したいと思います。

さて、きのうの地元夕刊紙にこんな記事が載りました。「ホームレス厳しき増す 宿泊施設定員超過」。こうした見出しのもとで、ホームレスの支援に取り組むNPO、例えばプロミスキーパーさんと定員54人の施設に今95人が、そしてまた、みのりの会でも37人の定員が満杯の状態が何カ月間も続いているとのことでした。両団体の皆さんからは「民間の活動では限界がある。行政も何らかの支援を考えてほしい」こうした報道でありました。

私は、こうしたNPOの皆さんに那覇市として何ができるのかと類似都市での施策を調査いたしました。この中で質問いたしましたホームレス自立支援実施計画が既に策定されている福岡県久留米市で行われている「ホームレス居宅確保支援貸付金助成事業」というものを注目しました。

このホームレスの居宅確保のために、支援をしているNPOのほうに市のほうから助成金を交付して、その運用はNPOの皆さんに任せるといふ、こういった内容です。

そこで部長に再質問いたしますが、ホームレス支援のための巡回相談員の増員と、また久留米市のように「ホームレス居宅確保支援貸付金助成事業」を那覇市でも実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。那覇市の行っている施策との比較も併せてお答えください。

また、ホームレス自立支援実施計画の策定は、この久留米市の例をとっても重要性は明らかです。改めて那覇市は、県に対して自立支援実施計画を策定することを求めていくべきだと考えますが、再度、部長の見解を求めたいと思います。

**○安慶田光男 議長**

澤岬郁子健康福祉部長。

**○澤岬郁子 健康福祉部長**

比嘉瑞己議員の再質問にお答えします。

ホームレスの支援対策として、那覇市は平成20年度4月から巡回指導員を1人配置して今支援を続けておりますが、議員がご指摘のように、1人で巡回するにはやはり厳しい状況がございます。

それで、私どものほうも、ぜひ2人に増員したいということで、予算要求等やっておりますが、今この段階で、非常に厳しい状況にあります。ただ、引き続き増員についてはこれからも検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、新たな支援策についてでございますが、ご提案の久留米市のホームレス居宅確保支援費貸付事業につきましては、現在実施している一時宿泊場所の提供とは違い、継続的な居住の場を確保とすることを目的にしておりますので、非常に有効な施策じゃないかと思っております。

現在、那覇市が実施しているのは、一時宿泊場所ということで、本当に短期的に、生活保護につながるまでの間の2～3日の宿泊場所の提供にとどまっておりますので、自立を支援するために、この制度についてはぜひ研究をしてみたいと考えております。

また、実施計画策定に関しましては、県は本市の実績を踏まえて検討するということでありますので、本市の実情をしっかりと伝えて、計画策定に向けて取り組みを促してまいりたいと考えております。

#### ○安慶田光男 議長

比嘉瑞己議員。

#### ○比嘉瑞己 議員

部長、ありがとうございます。

ただ、スピードなんです。きょうにも住むところがない方がいらっしゃるわけですから、緊張感をもって取り組んでいただきたいと思います。

今回は、就労支援については議論を深めることができませんが、ホームレスの多くは、働く意志がありながら、就労機会がないために仕事に就くことができない労働者です。国と自治体の責任で職業訓練を行うとともに、公的な就労事業の提供に努めることを要望したいと思います。

次に、地域ふれあいデイサービスの支援につい

て伺います。

10年前に20カ所から始まったふれあいデイサービスが、現在87カ所までに開催されるようになったことに、これまでこの事業を支えてこられた地域自治会の皆さんをはじめ、婦人会、民生委員、そしてボランティアの皆さんに、心からの敬意を表したいと思います。

今回、私は、今、月2回行われている「地域ふれあいデイサービス」の定期開催を増やしてほしいという趣旨の質問をさせていただきました。こうした事業の拡充を求めるときには、結局は財源の問題となります。今回はそうした財源面の視点から、実現に向けた議論をしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

部長のほうからも答弁がありましたように、この地域ふれあいデイサービスは、介護予防体操やレクリエーションを行って、健康づくり、介護予防を行っています。つまり、これは介護予防事業であります。ですから、その財源は介護保険の特別会計から出ております。

それでは、提案している定期開催を増やすためには、その特別会計の事業費を増やせばいいんじゃないかと考えるわけですが、実は、この事業には那覇市の介護給付費全体の3%までしか使えないという国からの制約があるために、ふれあいデイサービスの回数を増やすために、残念ながらこれ以上この介護保険特別会計からは、お財布からは出すことができないそうです。

一方で、那覇市の地域福祉基金というものもありますが、補助的な支援を目的とする基金のその性格上、事業そのものを拡充するためには、この福祉基金からも財政を捻出することはできないそうです。

そこで部長に再質問いたしますが、地域ふれあいデイサービスの定期開催を、自主活動ではなくて、1回増やす場合の必要な予算額、これをまず1点。

そして2点目に、皆さんはこうした地域からは定期開催を増やしてほしいという声があるわけですが、どのような工夫をしていらっしゃるのでしょうか。

そして最後に、この地域ふれあいデイサービスの財源は、先ほども述べましたが、介護保険特別会計のものであります。しかし、この事業を社会福祉協議会に委託する前までは、部長の答弁にもありましたように、那覇市の直営事業として行ってきた実績があります。そこで那覇市が直営をしていた最後の年の地域ふれあいデイサービスの決算額と、その財源の説明を求めます。

**○安慶田光男 議長**

澤岬郁子健康福祉部長。

**○澤岬郁子 健康福祉部長**

比嘉瑞己議員の再質問にお答えします。3点ありましたので、順次お答えしたいと思います。

まず1点目の、地域ふれあいデイサービスの定期開催を1回増やす場合の必要な予算額でございますが、この1回増やすのに1,000万円から1,500万円が必要だと考えております。

2点目の、ふれあいデイサービスの定期開催を増やしてほしいという地域の皆さんの声に、私たちがどのような工夫ができるかということでございますが、現在、地域福祉基金を活用して自主活動をする団体に対し、年間5万円の支援をしております。この支援につきまして、引き続き続けていきたいと考えております。

3点目でございますが、那覇市が直営をしていた最後の年の地域ふれあいデイサービスの決算額でございます。これは平成16年度の決算になります。決算額2,009万5,952円でございます。財源は一般会計でございました。以上でございます。

**○安慶田光男 議長**

比嘉瑞己議員。

**○比嘉瑞己 議員**

翁長市長に伺いたいと思います。私は今、部長から報告があった、そのデイケアの自主活動を否定するものではありません。

しかし市長、デイケアの定期開催と、この自主活動では、その内容は大きく異なります。定期開催は、社協から来る専門の指導員や看護師の皆さんと、血圧測定や健康相談、介護予防体操やレクリエーションを行って、健康づくりを行っている介護予防事業です。

当局が行ったアンケート結果を見ますと、利用者1,065人中1,002人、実に94%もの方々が病院への通院回数が維持している、または減少したと答えていらっしゃいます。

このように、高齢者の健康づくり・介護予防に大きな役割を果たしている地域ふれあいデイサービスは、那覇市の医療費や介護費の抑制にも大きく貢献しております。ですからこそ、市長も選挙公約の中で、自ら地域ふれあいデイサービスの回数を増やしたい、そうおっしゃったのではないのでしょうか。

財源的に、介護保険の特別会計も、那覇市の地域福祉基金も利用できないことがわかりました。残された方法は、那覇市一般会計から市独自の支援事業とすることです。当局にも確認をとりましたが、方法論としては可能だそうです。また何よりも、過去那覇市が直営していたときには2,009万円もの予算を一般会計から組んでいた実績があります。

市長、ここは市長の政治判断が必要です。一般会計から那覇市独自の支援事業として取り組むべきだと私考えますが、選挙公約に掲げた市長の見解を求めたいと思います。

**○安慶田光男 議長**

澤岬郁子健康福祉部長。

**○澤岬郁子 健康福祉部長**

比嘉瑞己議員の再質問にお答えします。

議員から今お話がありましたように、地域ふれあいデイサービス、地域の高齢者の健康づくり、仲間づくりに、非常に役に立っております。今後とも私たちは、この事業を拡充していきたいと思っております。

しかし、拡充につきましては、おそらく今の地域生活支援事業の中の予算の中から、少しずつ拡大の枠を図っていくことはできますが、今、87カ所の地域を月2回を月4回にするためには、非常な財源を伴います。やっぱりそれにつきましては、今の地域福祉基金を活用して、自主活動へ支援5万円をしておりますので、その運用を図りながら、今後とも充実を目指していきたいと思っております。

**○安慶田光男 議長**

比嘉瑞己議員。

**○比嘉瑞己 議員**

今も部長は、自主活動のことについて述べました。私は定期開催の拡充を求めています。これは地域の声でありますので、真摯に受け止めていただきたいと思います。

最後に、那覇市地域再生計画について伺います。

部長、地域再生協議会の設置にあたって、これまで皆さんは、あたかも住民側が計画の白紙撤回、全面見直しを求めているかのようなことをおっしゃっておりますが、住民の皆さんの協議会設置にあたっての要望の中には、白紙撤回、全面見直しの文字は一言もありません、むしろ、設計段階から地元住民と連帯することを事業提案に書いておきながら、そのことを怠ってきた事業者側と那覇市が、やっと同じテーブルに立って問題点を議論できるようになったわけです。

部長に伺いますが、地域再生法12条1項では、地域再生協議会について認定地域再生計画の実施に関して必要な事項を協議するために組織することができる。また、同11項には、協議会の運営に関して必要な事項は協議会が定めるとあります。皆さんは、第1回目の地域再生協議会において、法律上、協議項目の選定は市の判断事項であると説明し、そのことを内閣府に問い合わせ確認したとも述べました。法律上、本当に市の判断事項なのでしょう。内閣府に確認した内容とその経緯について説明を求めます。

**○安慶田光男 議長**

宮里千里総務部長。

**○宮里千里 総務部長**

比嘉瑞己議員の再質問にお答えをいたします。

内閣府の問題がございましたけれども、まず、内閣府に問い合わせた経緯としましては、ことし5月の地域再生法の一部改正により、認定地域再生計画の実施に関し、密接な関係を有する者等は地域再生協議会を設置するよう要請することができることとなり、6月の設置要請に関し、法律の趣旨、目的などを確認する必要があり、参考意見を伺うため問い合わせを行ったものでございます。

市では、地方分権のもと、地方公共団体の判断

に係る事項について、国が直接関与する地方公共団体の事務に係る法律の規定については地方公共団体において設定をするものと考えております。

**○安慶田光男 議長**

比嘉瑞己議員。

**○比嘉瑞己 議員**

1回目の説明会とちょっとニュアンス変わってきているんじゃないですか。法律上、協議項目の選定は市の判断事項であると皆さんおっしゃって、それを内閣府に問い合わせたと言っているんです。今の中で協議項目の話どこにありましたか。もう一度そのことをちゃんと聞いたのかどうか、はっきり答えてください。

**○安慶田光男 議長**

宮里千里総務部長。

**○宮里千里 総務部長**

比嘉瑞己議員の再質問にお答えをいたします。

内閣府の協議会の件で伺いましたけれども、その項目については、市が主体的にやるということ、そういうふうになさってくださいと、なされるべきでしょうということも伺っております。そういうことを参考にしながら、協議事項についても私たちのほうで設定をしたということでございます。

**○安慶田光男 議長**

比嘉瑞己議員。

**○比嘉瑞己 議員**

大変重要な発言だと思います。

次に移りますが、皆さんが制定した協議会設置要綱の協議項目には、住民側が求めた環境に関する事項が含まれておりません。この認定計画の名称は、周辺環境調和型とうたわれております。なぜ協議項目に環境項目が含まれていないのか。また、事業者による住民説明では、環境への影響について説明は終わったのかどうか、この2点お答えください。

**○安慶田光男 議長**

宮里千里総務部長。

**○宮里千里 総務部長**

比嘉瑞己議員の再質問にお答えをいたします。

環境項目が入っていないのではないかということ

でございますけれども、いろんな環境項目、交通とか数とか、いろんな項目がございましたけれども、このことは事業者のほうから何度か説明会をもちまして説明をしたというふうに聞いております。その報告もそういう意味で受けましたけれども、ただ、すべて環境の問題について説明ができたのではなくて、その事業説明会の中で、なかなか説明ができない、そういう環境がつかれなかったということは聞いております。ただ、いろんな資料としてそのことは配付もされておまして、そのことで問い合わせはいくらでもなさってくださいということを申し上げてきたということを伺っております。

**○安慶田光男 議長**

30分になりました。まとめてください。

比嘉瑞己議員。

**○比嘉瑞己 議員**

部長、ですからこの協議会で協議するべきなんです。なぜこれが項目に入っていないのか、本当に不思議です。

皆さんの目指す、市民との協働はこんなものなんでしょうか。正々堂々と議論を交わしたらいいではないでしょうか。

市長はこの件に関して、地域の主張は一定のルールと需要限度がないと公共の利益との合致は難しいと述べております。しかし、そのルールである地域再生法を勝手に解釈し、公共の利益の合致を目指す地域再生協議会を非民主的な運営をしようとしているのは皆さんのほうであるということ指摘して、私の個人質問を終わります。